

平成29年12月定例会議案概要

◆議案第28号 専決処分の報告及び承認について

(平成29年度松戸市一般会計補正予算(第3回))

【財政課】

既定の歳入歳出予算の総額1,467億7,419万2千円に、歳入歳出それぞれ1億4,149万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,469億1,568万3千円とする。

衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について、緊急に補正予算の必要が生じたため措置する。

1 一般会計補正予算(第3回)

(単位:千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	146,774,192	141,491	146,915,683

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
衆議院議員選挙及び 最高裁判所裁判官国民審査費	0	141,491	141,491
投票所関係業務	0	84,533	84,533
開票所関係業務	0	19,001	19,001
啓発等関係業務	0	37,957	37,957

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
県) 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査費委託金	0	141,491	141,491

◆議案第29号 平成29年度松戸市一般会計補正予算（第4回）

【財政課】

既定の歳入歳出予算の総額1,469億1,568万3千円に、歳入歳出それぞれ963万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,469億2,531万6千円とする。

1 一般会計補正予算（第4回）

（単位：千円）

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	146,915,683	9,633	146,925,316

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
戸籍・住民基本台帳等事業	109,560	9,633	119,193
戸籍・住民基本台帳等窓口委託業務	0	5,255	5,255
戸籍・住民基本台帳等管理業務	29,909	4,378	34,287

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
前年度繰越金	1,000,000	9,633	1,009,633

(3) 債務負担行為 【追加】

事業名	期間	限度額
戸籍・住民基本台帳等窓口委託業務	平成29年度～平成32年度	89,332
管理代行業務		
稔台市民センター	平成29年度～平成31年度	61,219
小金原市民センター他7か所	平成29年度～平成33年度	502,107
勤労会館・常盤平市民センター他7か所	平成29年度～平成33年度	583,067
常盤平駅北口第1自転車駐車場	平成29年度～平成30年度	7,022
松戸駅東口自転車駐車場他49か所	平成29年度～平成30年度	303,574
文化会館・市民劇場	平成29年度～平成33年度	1,700,000

<歳出の概要>

- 戸籍・住民基本台帳等事業 増 963万3千円
市民課窓口の業務委託による経費及び関係経費について措置する。

<歳入の概要>

- 前年度繰越金 増 963万3千円
平成28年度の実質収支のうち残額の一部を措置する。

<債務負担行為の概要>

- 戸籍・住民基本台帳等窓口委託業務
同業務の平成30年度以降の委託料について、記載のとおり債務負担行為を追加し、期間及び限度額を設定する。
- 管理代行業務
指定管理者の指定に伴い、安定した運営等を確保するため、それぞれ記載のとおり債務負担行為を追加し、期間及び限度額を設定する。

◆議案第30号 松戸市安全で快適なまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

【市民安全課】

【提案理由】

繁華街における歩行者の安全で快適な通行を確保する必要性に鑑み、客引き行為等の規制を強化することにより、安心して暮らしやすい市民生活の実現を図るため。

【概要】

松戸市安全で快適なまちづくり条例（平成15年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 めいわく行為の禁止（第8条・第9条）
- 第3章 客引き行為等の禁止（第10条—第15条）
- 第4章 松戸市安全・快適まちづくり協議会（第16条）
- 第5章 重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区（第17条）
- 第6章 雑則（第18条—第20条）
- 第7章 罰則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

第1条中「及びめいわく行為」を「並びにめいわく行為及び客引き行為等」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(5) 飲食店営業等 次に掲げる営業をいう。

ア 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業

イ 個室を設けて当該個室において専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業

エ 専ら人の身体に接触して行う役務の提供を行う営業

第7条の次に次の章名を付する。

第2章 めいわく行為の禁止

第8条第1項中「の各号」を削り、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「第15条第2号」を「第21条第2号」に改める。

第9条第2項中「第11条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 客引き行為等禁止特定地区において、第10条の行為をし、若しくはさせた者又は第11条第1項の規定に違反した者であつて、第13条第1項の勧告に従わなかったもの

(2) 第14条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し虚偽の答弁をした者

第14条を第20条とし、同条の次に次の章名を付する。

第7章 罰則

第13条の見出しを「(公表等)」に改め、同条第1項中「重点推進地区において、第8条第1項第4号から第7号までの行為をし、又はさせた者であつて、同条第2項の勧告に従わなかったもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える

(1) 重点推進地区において、第8条第1項第4号から第6号までの行為をし、又はさせた者であつて、同条第2項の勧告に従わなかったもの

(2) 客引き行為等禁止特定地区において、第10条の行為をし、若しくはさせた者又は第11条第1項の規定に違反した者であつて、第13条第1項の勧告に従わなかったもの

第13条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項(同項第2号に該当する違反者の場合に限る。)の規定により公表したときは、当該飲食店営業等を営む者にその営業の用に供するための土地又は建物を提供する者(転貸する者を含む。)に対し、当該公表に係る事項を通知するものとする。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とする。

第11条の見出し中「重点推進地区」の次に「及び客引き行為等禁止特定地区の指定」を加え、同条第2項中「重点推進地区を」を「前2項の規定により重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区を」に、「重点推進地区の」を「当該地区の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点推進地区内において、特に客引き行為等の禁止に係る施策を実施する地区（以下「客引き行為等禁止特定地区」という。）を指定するものとする。

第11条を第17条とし、同条の次に次の章名を付する。

第6章 雑則

第10条を第16条とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区

第9条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 客引き行為等の禁止

（客引き行為等の禁止）

第10条 何人も、公共の場所において次に掲げる行為（以下「客引き行為等」という。）をし、又はさせてはならない。

(1) 相手方を特定し、飲食店営業等の客となるよう誘う行為

(2) 相手方を特定し、次のいずれかに該当する役務に従事するよう勧誘する行為

ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務

イ 専ら異性に対する接待（法第2条第3項に規定する接待をいう。）をして酒類を伴う飲食をさせる役務

(3) 前2号に規定する行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

（飲食店営業等を営む者の遵守事項）

第11条 飲食店営業等（法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業を除く。）を営む者は、前条の規定に違反する客引き行為等をした者その他の者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客としてその営業所内に立ち入らせてはならない。

2 飲食店営業等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（申出等）

第12条 第17条第2項に規定する客引き行為等禁止特定地区において飲食店営業等を営む者は、第10条又は前条第1項の規定に違反する行為（以下この章において「違反行為」という。）をしないことを約する旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした者に対し、必要な支援を行うことができる。

（指導及び勧告）

第13条 市長は、違反行為をした者に対し、必要な指導をし、これに従わないときは必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

(立入調査等)

第14条 市長は、前条第1項に規定する措置を行うため、必要があると認めるときは、その職員に、違反行為をした者の事務所、営業所その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要事項について質問をさせ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせること（以下「立入調査等」という。）ができる。

2 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(土地等の提供者の努力義務)

第15条 市内に所在する土地又は建物（その一部を含む。以下同じ。）を他人に提供する者（転貸する者を含む。）は、当該提供に係る契約（その更新の契約を含む。）の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を飲食店営業等の用に供する場合は、違反行為をしない旨を約させる措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 松戸市安全・快適まちづくり協議会

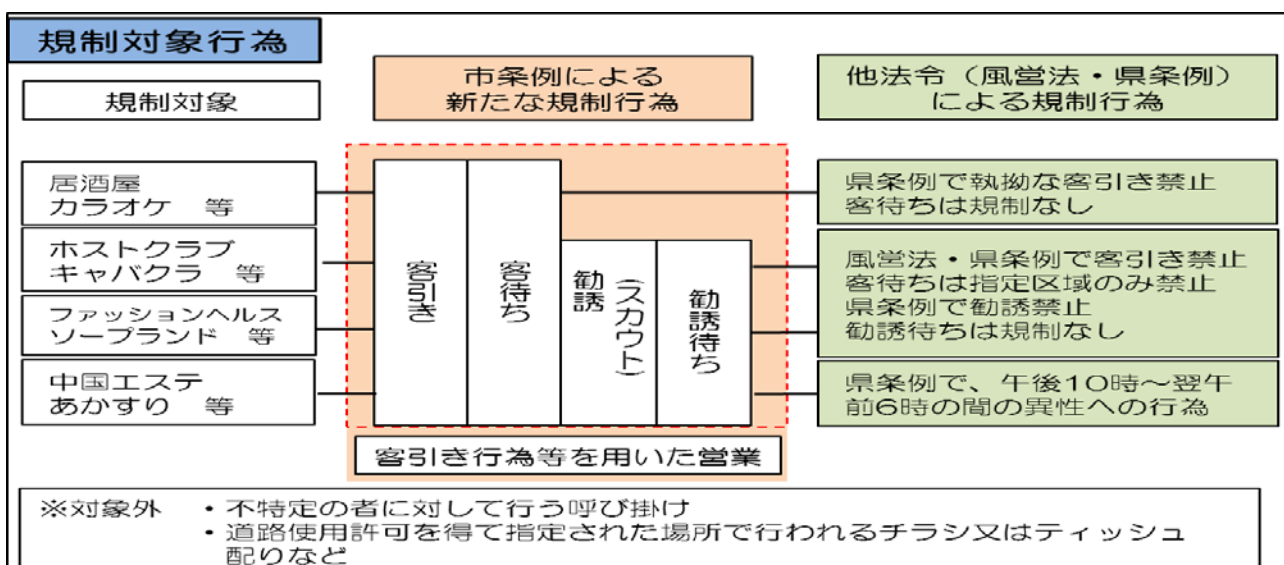
本則に次の1条を加える。

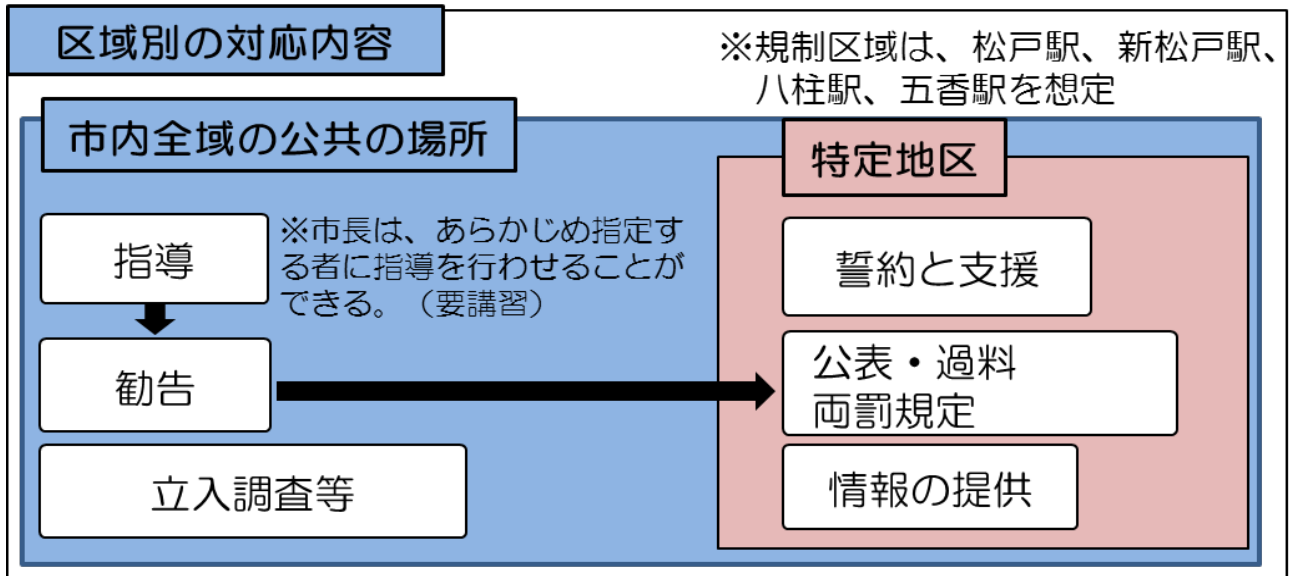
(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の次に1章及び章名を加える改正規定（第13条から第15条までに係る部分に限る。）、第13条の見出しの改正規定、同条第1項の改正規定、同項に2号を加える改正規定及び同条に1項を加える改正規定、第21条の次に1条を加える改正規定並びに本則に1条を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。





市の立入調査等

市長は、指導又は勧告の措置を行うにあたり必要があると認めるときは、

- ・違反者の事務所、営業所等に立ち入り、必要な事項を調査
- ・関係者に質問し、文書の提示その他の協力を求めることができる。

(当該違反行為をした者の氏名・住所・その他必要事項)

誓約と支援

対象：特定地区内の飲食店等

飲食店等

客引きをしない旨の誓約書を市に提出できる

⇄

市

○市は、当該店が客引きをしていないか調査
○問題無い場合、支援を実施

公表・過料・両罰規定

公表

- ・氏名、住所（法人名、所在地及び代表者の氏名）
- ・違反店舗名
- ・違反行為の内容

過料

- 次に該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- ・特定地区において禁止行為をし、勧告に従わなかった者
 - ・特定地区において客引き行為によって来店した者と知りつつ、客として営業所内に立ち入らせた店舗経営者で、勧告に従わなかった者
 - ・立入調査を拒み、妨げ、忌避、質問に対して虚偽の答弁をした者

両罰規定

その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の過料を科する。

情報の提供

- ・公表の措置を行ったときは、その公表に係る場所を提供している土地又は建物の所有者等に対して、客引き行為等に関する情報の提供等を行うことができる。

施行予定日

- ・公布の日から施行予定（一部の項目については、周知期間を設け、平成30年4月1日からの施行を予定）。

◆議案第31号 松戸市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

【市民会館】

【提案理由】

市民会館の使用料に関する規定等を整理し、利用者の利便性の向上を図るため。

【概要】

松戸市民会館条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案																																																																																																																																																																																		
<p>(使用料)</p> <p>第7条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定めるところにより算出した額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を使用料として納付しなければならない。ただし、本市が直接使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施設の一部使用)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により施設の一部を使用させる場合の使用料は、別表第3に定める額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。</p> <p>別表第1</p> <p>市民会館使用料金表</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">1 ホール使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 会議室等使用料</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">時間</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～午後5時</th> <th>単位</th> <th>午後5時～午後9時</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>101会議室</td> <td>時間</td> <td>円</td> <td>時間</td> <td>円</td> <td>時間</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>210</td> <td><u>1</u></td> <td>270</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>102料理教室</td> <td>1</td> <td>370</td> <td><u>1</u></td> <td>430</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>201会議室</td> <td>1</td> <td>210</td> <td><u>1</u></td> <td>270</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>202会議室</td> <td>1</td> <td>210</td> <td><u>1</u></td> <td>270</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>203和室</td> <td>1</td> <td>160</td> <td><u>1</u></td> <td>210</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>204和室</td> <td>1</td> <td>160</td> <td><u>1</u></td> <td>210</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>301会議室</td> <td>1</td> <td>640</td> <td><u>1</u></td> <td>860</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>302会議室</td> <td>1</td> <td>210</td> <td><u>1</u></td> <td>270</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 ホール使用料					(略)					2 会議室等使用料					種別	時間	単位	昼間		夜間		午前9時～午後5時	単位	午後5時～午後9時	単位	101会議室	時間	円	時間	円	時間	円		1	210	<u>1</u>	270			102料理教室	1	370	<u>1</u>	430			201会議室	1	210	<u>1</u>	270			202会議室	1	210	<u>1</u>	270			203和室	1	160	<u>1</u>	210			204和室	1	160	<u>1</u>	210			301会議室	1	640	<u>1</u>	860			302会議室	1	210	<u>1</u>	270			<p>(使用料)</p> <p>第7条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定めるところにより算出した額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を使用料として納付しなければならない。ただし、本市が直接使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施設の一部使用)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により施設の一部を使用させる場合の使用料は、別表第2に定める額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。</p> <p>別表第1</p> <p>市民会館使用料金表</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">1 ホール使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 会議室等使用料</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">時間</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～午後5時</th> <th>単位</th> <th>午後5時～午後9時</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>101会議室</td> <td>時間</td> <td>円</td> <td>時間</td> <td>円</td> <td>時間</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>210</td> <td></td> <td>270</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>102料理教室</td> <td>1</td> <td>370</td> <td></td> <td>430</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>201会議室</td> <td>1</td> <td>210</td> <td></td> <td>270</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>202会議室</td> <td>1</td> <td>210</td> <td></td> <td>270</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>203和室</td> <td>1</td> <td>160</td> <td></td> <td>210</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>204和室</td> <td>1</td> <td>160</td> <td></td> <td>210</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>301会議室</td> <td>1</td> <td>640</td> <td></td> <td>860</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>302会議室</td> <td>1</td> <td>210</td> <td></td> <td>270</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 ホール使用料					(略)					2 会議室等使用料					種別	時間	単位	昼間		夜間		午前9時～午後5時	単位	午後5時～午後9時	単位	101会議室	時間	円	時間	円	時間	円		1	210		270			102料理教室	1	370		430			201会議室	1	210		270			202会議室	1	210		270			203和室	1	160		210			204和室	1	160		210			301会議室	1	640		860			302会議室	1	210		270		
1 ホール使用料																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																			
2 会議室等使用料																																																																																																																																																																																			
種別	時間	単位	昼間		夜間																																																																																																																																																																														
			午前9時～午後5時	単位	午後5時～午後9時	単位																																																																																																																																																																													
101会議室	時間	円	時間	円	時間	円																																																																																																																																																																													
	1	210	<u>1</u>	270																																																																																																																																																																															
102料理教室	1	370	<u>1</u>	430																																																																																																																																																																															
201会議室	1	210	<u>1</u>	270																																																																																																																																																																															
202会議室	1	210	<u>1</u>	270																																																																																																																																																																															
203和室	1	160	<u>1</u>	210																																																																																																																																																																															
204和室	1	160	<u>1</u>	210																																																																																																																																																																															
301会議室	1	640	<u>1</u>	860																																																																																																																																																																															
302会議室	1	210	<u>1</u>	270																																																																																																																																																																															
1 ホール使用料																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																			
2 会議室等使用料																																																																																																																																																																																			
種別	時間	単位	昼間		夜間																																																																																																																																																																														
			午前9時～午後5時	単位	午後5時～午後9時	単位																																																																																																																																																																													
101会議室	時間	円	時間	円	時間	円																																																																																																																																																																													
	1	210		270																																																																																																																																																																															
102料理教室	1	370		430																																																																																																																																																																															
201会議室	1	210		270																																																																																																																																																																															
202会議室	1	210		270																																																																																																																																																																															
203和室	1	160		210																																																																																																																																																																															
204和室	1	160		210																																																																																																																																																																															
301会議室	1	640		860																																																																																																																																																																															
302会議室	1	210		270																																																																																																																																																																															

303音楽室	1	430	<u>1</u>	540
304ながいき室	1	無料	<u>1</u>	540
305ながいき室	1	無料	<u>1</u>	320
306ながいき室	1	無料	<u>1</u>	210
3 プラネタリウム室使用料				
使用区分		料金(1人1回につき)		
(略)				
20人以上の団体	一般			30円
	中学生以下	無料		
ア 営利を目的として使用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して使用する場合の使用料は、この表(1・2)に定める使用料の2割に相当する額を加えた額とする。				
イ 松戸市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表(1・2)に定める使用料の1割に相当する額を加えた額とする。				
ウ 前項の者がアに該当する場合の使用料は、アにおいて算定された額に、その額の1割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。				
エ 使用時間を超えて使用する場合のホール使用料は、1時間につき各使用料の2割に相当する額を加えた額とする。				
オ 冷房又は暖房施設を使用する場合のホール使用料は、各使用料に、1時間につき冷暖房施設使用料として1,080円を加えた額とする。				

別表第2

付属設備及び備品使用料金表

種別	品名	単位	区分	使用料
照明器具	フットライト	1式	<u>1</u>	<u>160</u>
	第1ボーダーライト	1式	<u>1</u>	<u>540</u>
	第2ボーダーライト	1式	<u>1</u>	<u>540</u>
	第3ボーダーライト	1式	<u>1</u>	<u>540</u>
	アッパーホリゾンライト	1式	<u>1</u>	<u>320</u>
	ローホリゾンライト	1式	<u>1</u>	<u>320</u>
	スポットライト(1kW)	1台	<u>1</u>	<u>320</u>
	スポットライト(500W)	1台	<u>1</u>	<u>160</u>
	シーリングスポットライト	1式	<u>1</u>	<u>430</u>
	ストリップライト	1台	<u>1</u>	<u>100</u>
	アークスポットライト	1台	<u>1</u>	<u>540</u>
	アークピンスポットライト	1台	<u>1</u>	<u>540</u>
	花道フットライト	1式	<u>1</u>	<u>100</u>
	マシン、ミラボール類	1台	<u>1</u>	<u>320</u>
	先玉レンズ	1台	<u>1</u>	<u>100</u>
	元玉レンズ	1台	<u>1</u>	<u>100</u>

303音楽室	1	430		540
304ながいき室	1	無料		540
305ながいき室	1	無料		320
306ながいき室	1	無料		210
3 プラネタリウム室使用料				
使用区分		料金(1人1回につき)		
(略)				
20人以上の団体	一般			30円
	中学生以下	無料		
4 附属設備及び備品使用料				
市長が定める額				

備考

- 1 営利を目的として使用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して使用する場合の使用料(ホール使用料及び会議室等使用料に限る。)は、この表に定める使用料の2割に相当する額を加えた額とする。
- 2 松戸市民以外の者が使用する場合の使用料(ホール使用料及び会議室等使用料に限る。)は、この表に定める使用料の1割に相当する額を加えた額とする。
- 3 松戸市民以外の者が第1項に該当する場合の使用料は、同項において算定された額に、その額の1割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。
- 4 使用時間を超えて使用する場合のホール使用料は、超過時間1時間につき使用許可を受けた使用時間に係る使用料の1時間当たりの額に、その額の2割に相当する額を加えた額とする。

(削除)

(削除)

	<u>持込器具</u>	<u>1kWにつき</u>	<u>1</u>	<u>50</u>
	Aセ <u>ボーダーライト2列</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>3,240</u>
	ット <u>シーリングライト1式</u> <u>スポットライト8台</u>			
	Bセ <u>ボーダーライト2列</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>6,480</u>
	ット <u>シーリングライト1式</u> <u>フットライト1式</u> <u>スポットライト1kW20台</u> <u>スポットライト500W5台</u>			
	Cセ <u>ボーダーライト3列</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>9,720</u>
	ット <u>シーリングライト1式</u> <u>アッパー・ローアホリゾ</u> <u>ントライト各1式</u> <u>フットライト1式</u> <u>スポットライト1kW30台</u> <u>スポットライト500W10台</u>			
<u>音響器具</u>	<u>映写装置 (16m/m)</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>1,080</u>
	<u>映写装置 (16m/m移動型)</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>540</u>
	<u>液晶プロジェクター</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>1,080</u>
	<u>拡声装置</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>1,080</u>
	<u>マイクロホン</u>	<u>1本</u>	<u>1</u>	<u>100</u>
	<u>コンデンサーマイクロホン</u>	<u>1本</u>	<u>1</u>	<u>320</u>
	<u>ワイヤレスマイクロホン</u>	<u>1本</u>	<u>1</u>	<u>210</u>
	<u>レコードプレーヤー</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>320</u>
	<u>テープレコーダー</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>320</u>
	<u>ワイヤレスマイクロホン</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>540</u>
	<u>ポータブルミキサーアンプ</u>	<u>1台</u>	<u>1</u>	<u>540</u>
	<u>ステレオ</u>	<u>1台</u>	<u>1</u>	<u>210</u>
<u>舞台器具</u>	<u>演壇</u>	<u>1台</u>	<u>1</u>	<u>100</u>
	<u>屏風</u>	<u>1双</u>	<u>1</u>	<u>540</u>
	<u>反響板</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>1,080</u>
	<u>山台 (1号)</u>	<u>1枚</u>	<u>1</u>	<u>50</u>
	<u>山台 (2号)</u>	<u>1枚</u>	<u>1</u>	<u>100</u>
	<u>山台 (3号)</u>	<u>1枚</u>	<u>1</u>	<u>160</u>
	<u>指揮者用譜面台 (指揮台付)</u>	<u>1台</u>	<u>1</u>	<u>100</u>
	<u>迫り上げ</u>	<u>1基</u>	<u>1</u>	<u>540</u>
	<u>緋毛せん</u>	<u>1枚</u>	<u>1</u>	<u>320</u>
	<u>松羽目</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>860</u>
	<u>所作台</u>	<u>1式</u>	<u>1</u>	<u>2,160</u>
	<u>ござ</u>	<u>1枚</u>	<u>1</u>	<u>50</u>
	<u>山台用ざぶとん</u>	<u>1枚</u>	<u>1</u>	<u>100</u>
<u>カーペット</u>	<u>1枚</u>	<u>1</u>	<u>100</u>	
<u>楽器</u>	<u>ピアノA (グランド型)</u>	<u>1台</u>	<u>1</u>	<u>3,240</u>
	<u>ピアノB (グランド型)</u>	<u>1台</u>	<u>1</u>	<u>2,160</u>
	<u>ピアノC (グランド型)</u>	<u>1台</u>	<u>1</u>	<u>1,620</u>
	<u>ピアノD (スタンド型)</u>	<u>1台</u>	<u>1</u>	<u>540</u>
	<u>エレクトーン</u>	<u>1台</u>	<u>1</u>	<u>1,080</u>
<u>その他</u>			<u>日</u>	
	<u>展示用パネル</u>	<u>1枚</u>	<u>1</u>	<u>30</u>
<u>備考</u>	1 1回の使用時間は、ホールの使用区分による午前（午前9時～正午）、午後（午後1時～午後4時30分）、夜間（午後5時30分～午後9時）を各1回とし、その			

<p>時間を越えた場合は1時間につき規定料金の2割を増徴する。</p> <p>2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。</p> <p>3 照明用に使うカーボン、ゼラチン、プラスターについては、別に実費を徴収する。</p>	
<p>別表第3</p> <p>(略)</p>	<p>別表第2</p> <p>(略)</p>

4. 施行期日 平成30年2月1日

◆議案第32号 松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

【行政経営課】

【提案理由】

職場における実配置数を増員することにより、職員の負担軽減を図り、もって子育てを応援する職場環境等の整備に資するため。

【概要】

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例

松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数に含まないものとする。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命ぜられている職員
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- 3 前項の規定により定数に含まないものとした職員が復職した場合において、職員の数が第1項の定数を超えるときは、その定数を超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数に含まないものとする。

第3条中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

◆議案第33号 松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

【提案理由】

一般社団法人地方税電子化協議会を新たな派遣対象団体とし、職員の派遣を行うため。

【概要】

1 設立年月日

(組 織 化) 平成15年8月7日

(法 人 化) 平成18年4月1日

(一般社団法人化) 平成24年4月1日

2 設立の目的

本会は、地方公共団体の相互協力を基本理念として地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的として設立したものである。

3 実施事業

(1) 電子申告等システムの開発、運営、普及及び発展に関する事業

(2) 年金特徴システムの開発・運営に関する事業

(3) 国税連携システムの開発・運営に関する事業

4 職員の派遣について

協議会は地方公共団体の相互協力を基本理念として、地方税の電子化を推進するため、全ての地方公共団体が会員となり運営されている組織であることから、その組織及び事業の安定性を維持するために、自治体の実務に精通した職員が不可欠であり、継続的に職員の派遣要請を行っている。

《全自治体への職員派遣要請概要》

- ・平成25年度から平成36年度まで毎年12名ずつ、平成30年度から平成36年度までは毎年14名ずつの派遣要請
- ・対象団体は、都道府県、指定都市、中核市、人口30万人以上の市（中核市除く）、東京都の特別区及び人口20万人以上30万人未満の市（中核市除く）となっており、輪番制により派遣
- ・職員1名（1団体）あたりの派遣期間は、原則2年間

《本市への職員派遣要請概要》

- ・本市は南関東ブロックに属しており、南関東ブロックでは平成25年度から平成36年度まで、毎年3名ずつ輪番制で派遣することになっている。（県・指定都市1名、中核市・人口30万人以上1名、東京特別区1名）
- ・本市については、平成30年度及び平成31年度の2年間が、協議会へ職員を派遣する予定期間となっている。

◆議案第34号 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

【提案理由】

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため。

【概要】

期末手当の年間支給割合を0.1月引き上げる。(在職期間6ヶ月：4.3月⇒4.4月)

◇ 期末手当の支給割合の改定 (市議会議員：第7条第2項)

(ア) 平成29年度、12月の期末手当支給割合を現行から0.1月引き上げる。

【平成29年12月1日遡及適用】

(イ) 平成30年度以降、6月及び12月の期末手当支給割合を現行からそれぞれ0.05月引き上げ、年間0.1月引き上げる。

【平成30年4月1日施行】

在職期間	現行			改定(ア)		改定(イ)		改定
	6月	12月	年	6月	12月	6月	12月	
6か月	2.075	2.225	4.3	2.075	2.325	2.125	2.275	4.4
5か月以上6か月未満	1.66	1.78	3.44	1.66	1.86	1.7	1.82	3.52
3か月以上5か月未満	1.245	1.335	2.58	1.245	1.395	1.275	1.365	2.64
3か月未満	0.6225	0.6675	1.29	0.6225	0.6975	0.6375	0.6825	1.32

◆議案第35号 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

【提案理由】

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため。

【概要】

特別職の期末手当の年間支給割合を0.1月引き上げる。(在職期間6ヶ月：4.3月⇒4.4月)

◇ 期末手当の支給割合の改定 (特別職：第6条第2項)

(ア) 平成29年度、12月の期末手当支給割合を現行から0.1月引き上げる。

【平成29年12月1日遡及適用】

(イ) 平成30年度以降、6月及び12月の期末手当支給割合を現行からそれぞれ0.05月引き上げ、年間0.1月引き上げる。

【平成30年4月1日施行】

在職期間	現行			改定(ア)		改定(イ)		改定 年
	6月	12月	年	6月	12月	6月	12月	
6か月	2.075	2.225	4.3	2.075	2.325	2.125	2.275	4.4
5か月以上6か月未満	1.66	1.78	3.44	1.66	1.86	1.7	1.82	3.52
3か月以上5か月未満	1.245	1.335	2.58	1.245	1.395	1.275	1.365	2.64
3か月未満	0.6225	0.6675	1.29	0.6225	0.6975	0.6375	0.6825	1.32

◆議案第36号 松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

【提案理由】

国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額及び勤勉手当等の支給割合を引き上げるため。

【概要】

平成29年人事院勧告概要

- ・民間給与との較差(0.15%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げる。
- ・期末・勤勉手当を引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分する。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例

① 俸給表の改定(別表第1～別表第5)

【平成29年4月1日遡及適用】

条例	俸給表	平均改定額	改定率
別表第1	行政職俸給表	488円	0.14%

※他の俸給表(別表第2～別表第5)においても同様に引き上げる。

② 勤勉手当の支給割合の改定(第20条の4)

『一般職』期末勤勉手当の年間支給割合を0.1月引き上げる。(4.3月⇒4.4月)

0.1月の引き上げ分は勤勉手当に配分。

(ア) 平成29年度、12月の勤勉手当支給割合を現行から0.1月引き上げる。

【平成29年12月1日遡及適用】

(イ) 平成30年度以降、6月及び12月の勤勉手当支給割合を現行からそれぞれ0.05月引き上げ、年間0.1月引き上げる。

【平成30年4月1日施行】

(単位:月)

	6月			12月			年		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現行	1.225	0.85	2.075	1.375	0.85	2.225	2.6	1.7	4.3
改定(ア)	1.225	0.85	2.075	1.375	0.95	2.325	2.6	1.8	4.4
改定(イ)	1.225	0.9	2.125	1.375	0.9	2.275	2.6	1.8	4.4

『再任用』 期末勤勉手当の年間支給割合を0.05月引き上げる。(2.25月⇒2.3月)

0.05月の引き上げ分は勤勉手当に配分。

(ウ) 平成29年度、12月の勤勉手当支給割合を現行から0.05月引き上げる。

【平成29年12月1日遡及適用】

(エ) 平成30年度以降、6月及び12月の勤勉手当支給割合を現行からそれぞれ0.025月引き上げ、年間0.05月引き上げる。

【平成30年4月1日施行】

(単位：月)

	6月			12月			年		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現行	0.65	0.4	1.05	0.8	0.4	1.2	1.45	0.8	2.25
改定(ウ)	0.65	0.4	1.05	0.8	0.45	1.25	1.45	0.85	2.3
改定(エ)	0.65	0.425	1.075	0.8	0.425	1.225	1.45	0.85	2.3

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

③ 特定任期付職員の俸給表の一部改定（第7条第1項）

俸給表の1号俸及び2号俸の俸給月額を引き上げる。

【平成29年4月1日遡及適用】

(単位：円)

号俸	俸給月額	
	現行	改定後
1	372,000	373,000
2	420,000	421,000
3～7	改定なし	

④ 特定任期付職員の期末手当支給割合の改定（第9条第2項）

期末手当の年間支給割合を0.05月引き上げる。(3.25月⇒3.3月)

(ア) 平成29年度、12月の期末手当支給割合を現行から0.05月引き上げる。

【平成29年12月1日遡及適用】

(イ) 平成30年度以降、6月及び12月の期末手当支給割合を現行からそれぞれ0.025月引き上げ、年間0.05月引き上げる。

【平成30年4月1日施行】

(単位：月)

	6月	12月	年
現行	1.625	1.625	3.25
改定(ア)	1.625	1.675	3.3
改定(イ)	1.65	1.65	3.3

⑤ 任期付短時間勤務資格職員俸給表の改定（別表第1・別表第2）

下記俸給表の俸給月額を引き上げる。

【平成29年4月1日遡及適用】

(別表第1)

任期付短時間勤務資格職員俸給表（一）

(別表第2)

任期付短時間勤務資格職員俸給表（二）

号俸	俸給月額	
	現行	改定
1	154,600	155,500
2	156,100	156,900
3	157,500	158,400
4	159,000	159,800
5	160,300	161,100
6	161,700	162,500
7	163,200	164,000
8	164,600	165,500
9	166,000	166,800
10	167,500	168,300
11	168,900	169,700
12	170,400	171,200
※保育士等、別表第2に該当しない任期付短時間勤務資格職員に適用する。		

号俸	俸給月額	
	現行	改定
1	173,400	174,300
2	174,600	175,500
3	175,800	176,700
4	177,000	177,900
5	178,200	179,100
6	179,300	180,200
7	180,700	181,600
8	182,100	183,000
9	183,400	184,300
10	184,600	185,500
11	185,900	186,800
12	187,300	188,200
※看護師等の資格を有する任期付短時間勤務資格職員に適用する。		

◆議案第37号 松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

【税制課】

【提案理由】

地方税法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税のわがまち特例に係る特例割合の規定を整備するとともに、軽自動車税のグリーン化特例に係る適用期限を延長するため。

【概要】

(1) 家庭的保育事業等の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置について、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による特例割合を規定するものです。

(第77条の2第1項～第3項、第152条の2第1項～第3項、附則第31条第17項及び第18項、附則第50条第3項及び第4項)

- | | | | |
|-----------|--------------|------------|------------|
| ・家庭的保育事業 | ⇒ 1/3 (下限) | ・居宅訪問型保育事業 | ⇒ 1/3 (下限) |
| ・事業所内保育事業 | ⇒ 1/3 (下限) | ・企業主導型保育事業 | ⇒ 1/3 (下限) |
| ・市民緑地 | ⇒ 2/3 (参酌割合) | | |

(2) 軽自動車税に係るグリーン化特例措置(軽課) (※1) が、重点化を行ったうえで2年間延長となり、平成31年度まで燃費性能等に応じて軽減税率が適用されるため、法律改正にあわせて整備を行うものです。

(附則第45条第5項～第8項、附則第45条の2)

※1 【軽自動車税に係るグリーン化特例措置(軽課)】

環境への配慮(グリーン化)という観点から、排出ガス性能及び環境性能に優れた環境負荷の小さい三輪及び四輪の軽自動車については、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽自動車税が軽減される特例措置

<内容>

平成27年度及び平成28年度の税制改正により、平成28年度及び平成29年度分の軽自動車税に限り適用された軽自動車税のグリーン化特例措置(軽課)が、平成29年度税制改正において重点化を行ったうえで2年間延長となり、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規検査(新車登録)をした三輪及び四輪の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両について、平成30年度及び平成31年度分の軽自動車税に限り、燃費性能等に応じて軽減税率が適用されるため、所要の整備を行うものです。

○軽自動車税 グリーン化特例

- ・新規取得した、一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じて軽自動車税が軽減される特例措置

		現 行	改正案
税制改正年度		平成28年度税制改正	平成29年度税制改正
取得期間		平成28年4月1日～平成29年3月31日	平成29年4月1日～平成31年3月31日
軽課年度		平成29年度 (取得の翌年度分のみ) (適用期限1年延長)	平成30年度・平成31年度 (取得の翌年度分のみ) (重点化をおこなったうえで適用期限2年延長)
軽乗用車 ○軽乗用車標準税率 自家用 10,800円 ・四輪 営業用 6,900円 ・三輪 3,900円	軽減率	区 分	区 分
	概ね 75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車等	電気自動車、天然ガス自動車等
	概ね 50%軽減	平成32年度燃費基準+20%達成	平成32年度燃費基準+30%達成
	概ね 25%軽減	平成32年度燃費基準達成	平成32年度燃費基準+10%達成
軽貨物車 ○軽貨物車標準税率 自家用 5,000円 ・四輪 営業用 3,800円 ・三輪 3,900円	軽減率	区 分	区 分
	概ね 75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車等	電気自動車、天然ガス自動車等
	概ね 50%軽減	平成27年度燃費基準+35%達成	平成27年度燃費基準+35%達成
	概ね 25%軽減	平成27年度燃費基準+15%達成	平成27年度燃費基準+15%達成
備 考		※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。	※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

◆議案第38号 松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

【交通政策課】

【提案理由】

市営自転車駐車場に普通自動二輪車の駐車を可能とすることにより、その効率的な運用を図るため。

【概 要】

現在、市営自転車駐車場に駐車することができる自転車は、『松戸市自転車駐車場条例』に定められている、道路交通法 第2条第1項第11号の2に規定する自転車(防犯登録を受けているもの)及び、道路交通法 第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車(以下「原付一種」という)となっており、総排気量50ccを超える自動二輪車については、自転車法では対象外とされております。

本市といたしましては、原付一種と総排気量50cc超 125cc以下の自動二輪車(以下「原付二種」という)の占有面積がほぼ変わらないことや、既存の市営自転車駐車場の効率的な運用を図るため、原付一種に空きスペースがある自転車駐車場において、受け入れ対象車種を原付二種まで拡大したく本条例の改正を行う。

◇法的車両区分による対象車種

駐車関係法における対象車種は下表のとおり

車両	排気量	定格出力	法的車両区分		駐車関係法の規定		
			道路運送車両法による区分 (国土交通省)	道路交通法による区分 (警察庁)	車庫法*1 (警察庁)	駐車場法 (国土交通省)	自転車法*2 (内閣府交通安全対策担当)
自転車(普通自転車等)			軽車両	軽車両	×	×	○
	50cc以下	0.60kw以下	原付(一種)	原付	×	×	○
	50cc超125cc以下	1.00kw以下	原付(二種)		×	○	×
二輪車	125cc超250cc以下		軽二輪	普通自動二輪車	×	○	×
	250cc超400cc以下		小型二輪		×	○	×
	400cc超			大型自動二輪車	×	○	×
自動車(普通自動車等)			自動車	自動車	○	○	×

*1:自動車の保管場所の確保等に関する法律

*2:自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

対象車種の
拡大(予定)

現行の松戸市条例における対象
車種

◆議案第39号 松戸市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

【下水道整備課】

【提案理由】

本市下水道事業を公営企業会計に移行することにより、事業の経営状況や資産状況を的確に把握し、経営の健全化を図り、下水道事業を安定的に継続するため。

【概要】

1 制定内容

平成30年度から公営企業会計へ移行するにあたり、地方公営企業法第4条の規定に基づき、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項等を定める。

※地方公営企業法第4条

地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

- 第1条 設置
- 第2条 財務規定等の適用
- 第3条 経営の基本
- 第4条 利益の処分の方法及び積立金の取崩し
- 第5条 重要な資産の取得及び処分
- 第6条 議会の同意を要する賠償責任の免除

第7条 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

第8条 業務状況説明書類の作成

2 施行期日

平成30年4月1日

3 松戸市特別会計条例の改正

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。

○ 松戸市特別会計条例(昭和39年松戸市条例第5号)

(附則第2項関係)

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。 (1)・(2) (略) (3) <u>松戸市下水道事業特別会計</u> <u>下水道事業</u> (4)~(7) (略) (弾力条項の適用) 第2条 前条第2号及び第3号の特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用する。	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。 (1)・(2) (略) (削除) (3)~(6) (略) (弾力条項の適用) 第2条 前条第2号の特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用する。

◆議案第40号 契約の変更について(松戸市中央消防署建設工事)

【消防総務課】

【提案理由】

設計時に予測不可能であった表層の地盤改良工事等の費用が新たに発生したため。

【概 要】

1 事 業 名

松戸市中央消防署建設工事

2 事業場所

松戸市中央消防署 松戸市松戸新田114番5

3 契約金額

(1) 当初の契約金額 1, 190, 160, 000円

(2) 変更後の契約金額 1, 229, 261, 400円

(3) 変更による増額分 39, 101, 400円

4 契約の相手方

松戸市日暮五丁目25番地

株式会社湯浅建設

代表取締役 湯 浅 健 司

5 変更工事内容

(1) 地業工事

(2) 土工事

(3) 仮設工事

6 事業期間

平成29年3月24日から平成31年1月31日まで

◆議案第41号 市道路線の廃止及び認定について

【建設総務課】

【提案理由】

開発行為による道路の帰属等に伴い、市道路線の整備を行うため。

【概要】

廃止路線 1路線（延長距離 約400m）

認定路線 31路線（延長距離 約2,700m）

廃止及び認定後の路線数 5,356路線

廃止及び認定後の延長距離 約1,123km

◆議案第42号 指定管理者の指定について（松戸市稔台市民センター）

【市民自治課】

【提案理由】

松戸市稔台市民センターの指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため。

【概要】

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

松戸市稔台市民センター

2 指定管理者の候補者

松戸市稔台七丁目1番地の5

稔台連合町会

会長 上 吉 司 郎

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

◆議案第43号 指定管理者の指定について（松戸市小金原市民センターほか7か所）

【市民自治課】

【提案理由】

松戸市小金原市民センターほか7か所の市民センターの指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため。

【概 要】

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

松戸市小金原市民センター、松戸市馬橋市民センター、松戸市古ヶ崎市民センター、松戸市小金市民センター、松戸市新松戸市民センター、松戸市馬橋東市民センター、松戸市小金北市民センター及び松戸市八ヶ崎市民センター

2 指定管理者の候補者

東京ドームグループ

代表団体 東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドーム

代表取締役 長 岡 勤

構成団体 東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドームファシリティーズ

代表取締役 山 田 幸 雄

構成団体 松戸市上本郷594番地

松戸公産株式会社

代表取締役 今 岡 裕 継

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

◆議案第44号 指定管理者の指定について（松戸市勤労会館ほか8か所）

【市民自治課】

【提案理由】

松戸市勤労会館及び松戸市常盤平市民センターほか7か所の市民センターの指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため。

【概要】

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
松戸市勤労会館並びに松戸市常盤平市民センター、松戸市東部市民センター、松戸市五香市民センター、松戸市明市民センター、松戸市六実市民センター、松戸市松飛台市民センター、松戸市二十世紀が丘市民センター及び松戸市八柱市民センター
- 2 指定管理者の候補者
埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
日本環境マネジメント株式会社
代表取締役 片山安茂
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

◆議案第45号 指定管理者の指定について（松戸市文化会館及び松戸市民劇場）

【社会教育課】

【提案理由】

松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため。

【概要】

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
松戸市文化会館及び松戸市民劇場
- 2 指定管理者の候補者
松戸市千駄堀646番地の4
公益財団法人 松戸市文化振興財団
代表理事 谷口誠敏
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

◆議案第46号 指定管理者の指定について（松戸駅東口自転車駐車場ほか49か所）

【交通政策課】

【提案理由】

松戸駅東口自転車駐車場ほか49か所の自転車駐車場の指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため。

【概要】

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一覧のとおり

2 指定管理者の候補者

松戸市旭町一丁目174番地
 公益社団法人 松戸市シルバー人材センター
 理事長 龍 谷 公 一

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理者に管理を行わせる公の施設

	施 設 の 名 称	所 在 地
1	松戸駅東口自転車駐車場	松戸市松戸 1243 番地の 3
2	北松戸駅東口第 1 自転車駐車場	松戸市上本郷 888 番地の 6
3	北松戸駅東口第 2 自転車駐車場	松戸市上本郷 905 番地の 8
4	馬橋駅西口自転車駐車場	松戸市西馬橋蔵元町 1 番地
5	新松戸駅東口第 1 自転車駐車場	松戸市幸谷 590 番地の 1
6	新松戸駅西口第 1 自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目 463 番地
7	新松戸駅西口第 2 自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目 361 番地の 1
8	新松戸駅西口第 3 自転車駐車場	松戸市新松戸四丁目 297 番地
9	新松戸駅西口第 4 自転車駐車場	松戸市新松戸四丁目 308 番地
10	新松戸駅西口第 5 自転車駐車場	松戸市新松戸三丁目 459 番地
11	新松戸駅西口第 7 自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目 360 番地
12	新松戸駅西口高架下第 1 自転車駐車場	松戸市幸谷 1198 番地の 4
13	北小金駅南口第 1 自転車駐車場	松戸市小金 443 番地の 16
14	北小金駅南口第 2 自転車駐車場	松戸市小金きよしヶ丘一丁目 2 番地の 9
15	北小金駅南口高架下自転車駐車場	松戸市小金きよしヶ丘一丁目 1 番地
16	北小金駅北口第 1 自転車駐車場	松戸市東平賀 241 番地の 4
17	北小金駅北口第 2 自転車駐車場	松戸市殿平賀 186 番地の 10
18	北小金駅北口参道第 1 自転車駐車場	松戸市平賀 19 番地の 8
19	北小金駅北口高架下自転車駐車場	松戸市東平賀 235 番地の 4
20	松戸新田駅北口第 1 自転車駐車場	松戸市松戸新田 420 番地の 1
21	稔台駅南口第 1 自転車駐車場	松戸市稔台七丁目 1 番地の 8
22	八柱駅南口第 1 自転車駐車場	松戸市日暮一丁目 4 番地の 3
23	八柱駅北口第 1 自転車駐車場	松戸市日暮二丁目 4 番地の 1
24	八柱駅北口第 2 自転車駐車場	松戸市日暮一丁目 1 番地の 14
25	八柱駅北口第 3 自転車駐車場	松戸市日暮二丁目 5 番地の 12

26	常盤平駅北口第2自転車駐車場	松戸市常盤平一丁目31番地
27	常盤平駅北口第3自転車駐車場	松戸市常盤平一丁目31番地
28	五香駅東口第3自転車駐車場	松戸市五香一丁目1番地
29	五香駅西口第2自転車駐車場	松戸市常盤平五丁目28番地
30	六実駅第1自転車駐車場	松戸市六実四丁目7番地の2
31	六実駅第2自転車駐車場	松戸市六実三丁目8番地の13
32	矢切駅第1自転車駐車場	松戸市下矢切150番地の7
33	矢切駅第2自転車駐車場	松戸市栗山121番地の48
34	矢切駅第3自転車駐車場	松戸市栗山18番地の2
35	松戸駅東口高架下自転車駐車場	松戸市根本448番地の7
36	松戸駅西口公園下自転車駐車場	松戸市本町22番地の3
37	松戸駅西口高架下自転車駐車場	松戸市根本16番地の10
38	松戸駅西口第2自転車駐車場	松戸市根本8番地の7
39	松戸駅西口第3自転車駐車場	松戸市松戸1286番地の6
40	松戸駅西口第4自転車駐車場	松戸市本町23番地の2
41	北松戸駅西口自転車駐車場	松戸市上本郷530番地の1
42	馬橋駅東口高架下自転車駐車場	松戸市中根39番地の1
43	馬橋駅西口高架下自転車駐車場	松戸市西馬橋幸町4番地の12
44	新松戸駅西口高架下第2自転車駐車場	松戸市新松戸二丁目405番地
45	新松戸駅西口高架下第3自転車駐車場	松戸市幸谷1201番地の3
46	八柱駅南口第2自転車駐車場	松戸市日暮三丁目6番地の3
47	五香駅東口第2自転車駐車場	松戸市金ヶ作422番地
48	五香駅東口第4自転車駐車場	松戸市五香六丁目3番地の1
49	新松戸駅西口第8自転車駐車場	松戸市新松戸二丁目10番地の1
50	松戸駅西口第5自転車駐車場	松戸市松戸1286番地の1

◆議案第47号 指定管理者の指定について（常盤平駅北口第1自転車駐車場）

【交通政策課】

【提案理由】

常盤平駅北口第1自転車駐車場の指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため。

【概要】

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
常盤平駅北口第1自転車駐車場

2 指定管理者の候補者

松戸市金ヶ作277番地の4
社会福祉法人 ジョイまつど
理事長 金城 護

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

◆議案第48号 公平委員会委員の選任について

【行政経営課】

【提案理由】

本市公平委員会委員のうち、1人の任期が平成29年12月21日をもって満了するので、後任者を選任するため。

◆議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【税制課】

【提案理由】

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、1人の任期が平成29年12月23日をもって満了するので、後任者を選任するため。